

トップアスリート支援事業 執行上の留意事項

【留意事項】

- 1 領収書の宛名は「対象者個人名」でも可とする。
- 2 他の事業との流用は不可とする。
- 3 その他の留意事項、必要な書類等は、他事業と同様の取扱いとする。

【各科目の補助額】

対象科目	補助額（限度額）								
ア 謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外講師、県内指導者ならびに体のメンテナンスに係るトレーナー等への経費が対象。 ・ 補助限度額なし。 								
イ 旅費	<ul style="list-style-type: none"> ①交通費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実費相当額とする。 ②宿泊費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助限度額なし。ただし、社会通念上妥当な範囲内で宿泊可能な施設とすること。 ・ 宿泊費に加え、以下の経費を宿泊諸費として申請することができる。 なお、食事代が宿泊費に含まれる場合、該当の食事代は補助対象外とする。 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">夕食代</td> <td style="width: 25%;">朝食代</td> <td style="width: 25%;">宿泊雑費</td> </tr> <tr> <td>上限金額</td> <td>800 円</td> <td>800 円</td> <td>800 円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊パック等を利用する際に食事が含まれていない場合は、上記の額をそれぞれ加算することができる。 ③駐車場代等の付随する経費 		夕食代	朝食代	宿泊雑費	上限金額	800 円	800 円	800 円
	夕食代	朝食代	宿泊雑費						
上限金額	800 円	800 円	800 円						
ウ 需用費	<ul style="list-style-type: none"> ①食糧費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県外遠征等における昼食代や熱中症対策等のための飲料代が対象。 ・ 1日1, 000円以内とする。 ②消耗品費 <ul style="list-style-type: none"> ・ ボール、テーピング及びプロテイン等の消耗品(単価 10 万円未満(税込))が対象。 ・ 補助限度額なし。 								
エ 役務費	<ul style="list-style-type: none"> ①通信運搬費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵券代、郵送代、強化に係る用具の運搬費が対象。 ②保険料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大会参加や強化練習会参加などに必要な場合の保険料が対象。 ③大会参加料 								
オ 使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ①練習、合宿、トレーニングジム、体のコンディショニング等で使用する施設の利用経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷暖房等の付属設備の使用料を含める。 ②県外遠征等で使用する練習用具等の借用経費 ③競技力向上のために必要と認められる分析・解析ソフトの利用経費 								
カ 備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競技力向上に必要な備品(単価 10 万円以上(税込))が対象。 ・ 補助限度額なし 								